

2021 年 6 月 24 日

お客様各位

**【地中海輸出】エジプト向け & エジプト トランシップ
輸出 B/L INSTRUCTION 記載事項のご案内 - 更新 (2021/06/24)**

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

エジプト向け・エジプトでのトランシップ貨物につきまして、エジプト税関の規則により積み地 ETD48 時間前までの貨物情報・書類提出が必須となりますので、以下ご案内申し上げます。

適用開始は積み地 ETD 2021 年 10 月 1 日の貨物からとなります。

※エジプト財務省の通達により同規則の適用開始は積み地 ETD 2021 年 10 月 1 日へ変更となりました。※

1. 適用対象貨物

- エジプト向け輸出貨物
- エジプトトランシップ貨物

2. B/L INSTRUCTION 記載注意事項

- ① 19 桁の ACID (Advance Cargo information Declaration) No.
(例：4988470982020120017)
- ② 17 桁の荷送人様の輸出者登録番号
(例：JP-01-1010401133017 (法人番号の場合))
- ③ 9 桁の荷受人様の輸入者 VAT 番号
(例：498847098)

詳しくは下記リンク先をご確認ください。

<https://www.one-line.com/en/news/egypt-advance-cargo-information-aci-and-new-customs-law>

<https://www.nafeza.gov.eg/en/site/aci-details>

※ 提出期限後の訂正による追加・損害費用は輸出者様のご負担となります事ご了承いただけますようお願い申し上げます。

※ 提出期限後のマニフェスト訂正・荷送地変更につきましては弊社営業担当までご連絡ください。

※ 書類提出期限までに情報をご提出いただけなかった場合、弊社は貨物を船積みせずかかるコストをもらい受けます。

以上